

議案第 46 号

淡路市学校事故調査委員会設置条例制定の件

淡路市学校事故調査委員会設置条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 7 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市学校事故調査委員会設置条例

(設置)

第 1 条 淡路市立学校設置条例（平成 17 年淡路市条例第 224 号）に規定する小学校及び中学校（以下「学校」という。）における事故に関し、その発生原因を究明し、及び再発防止の取組について調査及び審議（以下「調査等」という。）を行うため、淡路市学校事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 調査委員会は、学校の管理下で発生した児童又は生徒の事故（以下「学校事故」という。）に関し、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査等を行い、答申するものとする。

- (1) 学校事故の経過に関する事項
- (2) 学校事故の発生原因に関する事項
- (3) 学校事故後に行われた対応に関する事項
- (4) 学校事故の再発防止の取組に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校事故に関し、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 調査委員会は、調査等の対象となる学校事故（以下「調査対象事故」という。）ごとに、委員 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第 7 条の規定による報告書を教育委員会に提出する日までとする。
- 4 教育委員会は、委員が欠けたときは、補充の委員を選任し、委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 調査委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを

定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、調査委員会に臨時委員を置き、調査等のための部会を設置することができる。

2 臨時委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該調査対象事故の調査等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、調査対象事故が発生し、これに対して委員が委嘱をされた日以後最初に開かれる調査委員会の会議は、教育長が招集する。

3 調査委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 調査委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 調査委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、調査委員会に諮って公開することができる。

6 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告等)

第7条 委員長は、調査対象事故の調査等を終えたときは、報告書を作成し、これを答申に併せて、速やかに、教育委員会に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 調査委員会の委員及び臨時委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 調査委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年淡路市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後            |            |                                                                                                                                                      | 改正前            |           |                                                                                                                                                      |
|----------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別表（第2条関係）      |            |                                                                                                                                                      | 別表（第2条関係）      |           |                                                                                                                                                      |
| 区分             |            | 報酬の額                                                                                                                                                 | 区分             |           | 報酬の額                                                                                                                                                 |
| 教育委員会委員        |            | 月額 35,000円                                                                                                                                           | 教育委員会委員        |           | 月額 35,000円                                                                                                                                           |
| (略)            | (略)        | (略)                                                                                                                                                  | (略)            | (略)       | (略)                                                                                                                                                  |
| いじめ問題<br>検証委員会 | <u>委員長</u> | 日額 12,000円                                                                                                                                           | いじめ問題<br>検証委員会 | <u>会長</u> | 日額 12,000円                                                                                                                                           |
|                | 委員         | 日額 10,000円                                                                                                                                           |                | 委員        | 日額 10,000円                                                                                                                                           |
| いじめ問題<br>調査委員会 | <u>委員長</u> | 日額 12,000円                                                                                                                                           | いじめ問題<br>調査委員会 | <u>会長</u> | 日額 12,000円                                                                                                                                           |
|                | 委員         | 日額 10,000円<br>ただし、いじめ<br>防止対策推進法<br>(平成25年法律第71号)第2<br>8条第1項に規定する重大事態<br>に係る事実関係を明確にするた<br>めの調査を行う場合は、日額8<br>8,000円を超えない範囲内で<br>任命権者が市長と協議して定め<br>る額 |                | 委員        | 日額 10,000円<br>ただし、いじめ<br>防止対策推進法<br>(平成25年法律第71号)第2<br>8条第1項に規定する重大事態<br>に係る事実関係を明確にするた<br>めの調査を行う場合は、日額8<br>8,000円を超えない範囲内で<br>任命権者が市長と協議して定め<br>る額 |

|                  |            |                                   |           |  |            |
|------------------|------------|-----------------------------------|-----------|--|------------|
| <u>学校事故調査委員会</u> | <u>委員長</u> | <u>日額 88,000</u>                  | (新設)      |  |            |
|                  | <u>委員</u>  | <u>円を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額</u> |           |  |            |
| 選挙長              |            | 日額 12,200円                        | 選挙長       |  | 日額 12,200円 |
| (略)              |            | (略)                               | (略)       |  | (略)        |
| 認定こども園薬剤師        |            | 年額 36,100円                        | 認定こども園薬剤師 |  | 年額 36,100円 |

(淡路市いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

3 淡路市いじめ問題調査委員会条例（平成27年淡路市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                                                             | 改正前      |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (会議)                                                                            | (会議)     |
| 第6条 (略)                                                                         | 第6条 (略)  |
| <u>(報告等)</u>                                                                    |          |
| <u>第7条 委員長は、第2条に掲げる事項の調査審議を終えたときは、報告書を作成し、これを答申に併せて、速やかに、教育委員会に提出しなければならない。</u> | (新設)     |
| (秘密の保持)                                                                         | (秘密の保持)  |
| 第8条 (略)                                                                         | 第7条 (略)  |
| (兼務の禁止)                                                                         | (兼務の禁止)  |
| 第9条 (略)                                                                         | 第8条 (略)  |
| (庶務)                                                                            | (庶務)     |
| 第10条 (略)                                                                        | 第9条 (略)  |
| (委任)                                                                            | (委任)     |
| 第11条 (略)                                                                        | 第10条 (略) |